

[最上位](#) > [第1編 規程](#)

高田短期大学学則

(平成6年4月1日 施行)

改正日	<u>平成14年11月7日</u>	<u>平成15年3月25日</u>
	<u>平成15年11月6日</u>	<u>平成15年12月19日</u>
	<u>平成17年3月28日</u>	<u>平成17年11月1日</u>
	<u>平成18年3月28日</u>	<u>平成18年11月7日</u>
	<u>平成19年3月27日</u>	<u>平成19年11月7日</u>
	<u>平成21年3月27日</u>	<u>平成21年9月10日</u>
	<u>平成21年11月10日</u>	<u>平成22年3月26日</u>
	<u>平成22年9月24日</u>	<u>平成24年3月28日(1)</u>
	<u>平成24年3月28日(2)</u>	<u>平成25年11月8日(1)</u>
	<u>平成25年11月8日(2)</u>	<u>平成26年3月27日</u>
	<u>平成26年11月7日</u>	<u>平成27年3月27日</u>
	<u>平成27年11月6日</u>	<u>平成28年3月25日</u>
	<u>平成28年11月8日</u>	<u>平成30年3月27日</u>
	<u>平成30年9月21日</u>	<u>令和2年3月27日</u>
	<u>令和2年11月6日(1)</u>	<u>令和2年11月6日(2)</u>
	<u>令和4年1月7日</u>	<u>令和4年11月4日</u>
	<u>令和5年3月24日</u>	<u>令和5年11月7日</u>

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法、学校教育法にのっとり、仏教精神に基づいて、幼児教育、子ども福祉、介護福祉及びオフィスワークに関する専門的知識・技能を研究修得させるとともに、これを支える豊かな人格、識見を養うために必要な高度の幅広い一般教養を授けることを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第3条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学科 入学定員 収容定員

子ども学科	150名	300名
キャリア育成学科	100名	200名

- 2 前項の学科における人材育成上の目的及び教育研究上の目的は、次に掲げるものとする。
- (1) 子ども学科においては、子どもの健やかな成長を育み、心豊かで感性豊かな人間教育を実践できるとともに、保育・幼児教育の幅広い分野で、社会に貢献できる保育者を養成する。
 - (2) キャリア育成学科においては、良好な人間関係を築く力である「ヒューマンスキル」と、多様な人々とともに仕事に取り組むことができる「社会人基礎力」を持ち、ビジネス実務や介護福祉の専門能力を身につけて、地域社会で活躍できるオフィスワーカー、介護福祉士を育成する。
- 3 キャリア育成学科に、介護福祉士養成課程を置く。
- 4 介護福祉士養成課程の入学定員は40名、収容定員は80名とする。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は、2年とする。

- 2 学生は4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで。

後学期 10月1日から翌年3月31日まで。

- 2 前学期及び後学期の期間は、学科の事情により、学長の承認を得て変更することができる。

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (4) 本学創立記念日 5月4日
- (5) 春季休業 3月25日から4月10日まで。
- (6) 夏季休業 8月1日から9月30日まで。
- (7) 冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで。

- 2 必要がある場合、学長は前項の休業日を変更し、又は休業日に授業を行うことができる。

- 3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時に休業日を設けることができる。

第4章 入学、転学科、転入学、退学、休学、復学及び除籍

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第8条の2 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の過程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在学教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定試験に合格した者

(入学)

第9条 入学志願者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法及び提出すべき書類については別に定める。

第10条 前条の入学志願者について選考を行う。

2 選考規定は別に定める。

第11条 入学検定の合格者は、本人の住民票の抄本及び保証人(保証人は保護者とする。)連署の誓約書に入学金を添え、所定の期日までに入学手続をしなければならない。ただし、学校法人高田学苑が設置する高等学校を卒業し、本学に入学する者の入学金は免除する。

2 前項手続終了者に対して、学長は入学を許可する。

(転学科)

第11条の2 転学科を志望する者があるときは、欠員がある場合に限り教授会の議を経て学長が決定する。

2 転学科に関する事項は、別に定める。

(転入学)

第12条 本学に転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り教授会の議を経て相当年次に転入学を許可することがある。

2 転入学を許可された者に対して、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数等については教授会の議を経て学長が決定する。

(退学)

第13条 疾病、その他やむを得ない理由により退学をしようとするときは、その事由を具し、保証人連署の上退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(休学)

第14条 疾病、その他やむを得ない理由により、3か月以上授業に出席できない者は、医師の診断書、又は詳細に事由を具した保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第15条 休学の期間は2年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、学長の許可を得て更に1年休学することができる。

2 休学の期間は第4条の在学年数に算入しない。

(復学)

第16条 休学期間中にその事由がなくなった場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第4条第2項に定める在学年数を超えた者
- (2) 第15条に定める休学の期間を超えて、なお復学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第5章 教育課程

(授業科目)

第18条 教育課程は共通教養科目及び専門科目によって構成する。授業科目は必修と選択に分ける。

2 授業科目及び単位数は別表第1のとおりとし、両学年に適宜配分する。

(単位の計算方法)

第19条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第20条 卒業要件は、共通教養科目及び専門科目から子ども学科においては70単位以上、キャリア育成学科においては72単位以上を修得することとする。

2 前項に定める単位には、次の各号に定める単位を含まなければならない。

- (1) 子ども学科 別表第1(第18条関係)1による必要な科目的単位
- (2) キャリア育成学科 別表第1(第18条関係)2による必要な科目的単位

(単位の認定及び成績の評価)

第21条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、当該科目的単位を修得したことを認定する。

2 試験の種類は、定期試験、臨時試験、追試験、及び再試験とする。また、試験の方法は筆記、口述、実技、レポート及び論文等によるものとし、その他必要に応じて平素の成績をもつ

て試験に替えることができる。

- 3 成績の評価は、秀、優、良、可又は不可をもって表し、可以上を合格とする。
- 4 学期末までに当該学期分の学生納付金が納入されない場合は、第1項の規定にかかわらず、修得した単位は無効とする。

(試験の細則)

第22条 試験に関する細則は別に定める。

第6章 卒業等

(卒業の認定)

第23条 本学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(短期大学士の学位)

第24条 前条により卒業を認定した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第25条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が本学の認定する外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合において、修得したものとみなすことのできる単位数は、前項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第26条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、前条の第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第27条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学生が、入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。この場合において第25条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

第28条 第25条、第26条及び第27条の単位の認定については、教授会の議を経て学長が決定する。

第7章 学生納付金及び手数料

(学生納付金及び手数料)

第29条 授業料等の学生納付金及び手数料は別表第2のとおりとする。

2 長期履修学生については、第4条第1項の学生の修業年限分の総額に相当する額を長期履修学生として認められた長期履修修業年限の年数で除した額とする。

(学生納付金の納入期)

第30条 学生納付金の納入については、4月及び10月の年2回に分納するものとし、願い出によりさらに分納することができる。ただし、入学金については、入学手続のとき納めなければならぬ。

(転学又は退学等の場合の納付)

第31条 転学、退学を希望し又は退学を命ぜられた者も、その学期分の学生納付金は納入しなければならない。休学中の者又は停学を命ぜられた者に対しては、休学又は停学が1学期にわたる場合はその学期の学生納付金は徴収しない。

(転入学生の納付金等)

第32条 他の大学からの転入学生の納付金は第29条及び第30条の規定を準用する。

(納付金等)

第33条 既納の学生納付金及び手数料は、その理由のいかんにかかわらずこれを返還しない。ただし、入学前年度の3月31日までに入学辞退を申し出た場合は授業料、施設設備整備費、教育充実費、実験実習費等を返還する。

(留年者の納付金の免除)

第33条の2 卒業年次において卒業の認定が得られず留年となった者の納付金は次のとおりとする。

- (1) 第23条に定める卒業要件を満たせず留年となった者で、在学年数が2年を越え、履修科目が5科目以内もしくは10単位以内である者については、留年後1年間に限り授業料の半額を免除する。
- (2) 前号に定める1年以内の履修期間終了後にさらに履修を必要とする場合は免除をしない。

第8章 教職員組織

(教職員組織)

第34条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

第9章 教授会

(教授会)

第35条 本学に重要な事項を審議するため、教授会を置く。

(教授会の構成)

第36条 教授会は、学長及び教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、准教授その他の職員を加えることができる。

(その他)

第37条 教授会に関する必要な事項は別に定める。

第10章 科目等履修生及び外国人学生

(科目等履修生)

第38条 本学の授業科目のうち、1科目又は数科目に限り履修を志願する者があるときは、当該科目の学生に学修を妨げない限り学校教育法第90条に定める大学入学資格を有する者につき、教授会の議を経て当該科目の開講時より、履修生として聴講を許可することができる。

2 科目等履修生には、本学則第19条及び第21条を準用して単位を与える。

(長期履修学生)

第39条 第4条の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する学生（「長期履修学生」という）がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生の修業年限及び在学年限は、第4条第2項の規定にかかわらず、6年以内とする。ただし、履修期間の延長は原則として認めない。

3 前項に規定するもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人学生)

第40条 日本の大学等において教育を受けることができる在留資格を有する外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人学生として入学を許可することができる。

2 外国人学生について必要な事項は、別に定める。

第11章 厚生・保健施設

(厚生・保健施設)

第41条 本学に保健室、静養室を設け、教職員、学生等の健康相談に応じ健康管理に当たる。

2 本学にカウンセリング室を設け、特に心の健康増進のための相談に当たる。

第12章 賞罰

(表彰)

第42条 学生として表彰に値する行為のあった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(懲罰)

第43条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 懲戒はこれを分けて謹責、停学、退学とする。

3 前項の退学は次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良にして、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で卒業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

第13章 図書館

(図書館)

第44条 本学に図書館を置き、教職員並びに学生の自由研究に資する。

2 図書館に関する規定は別に定める。

第14章 雜則

(実施細則)

第45条 この学則の実施に関して必要な事項は、学長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行し、改正後の高田短期大学学則の規定は平成6年度入学生から適用する。
- 2 平成4年度入学以前の者については、その者が在学する学科は変更後の第3条の規定にかかわらず、その者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- 3 教養学科の学生定員は、変更後の第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学科	平成6年度から平成11年度まで		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教養学科	150名	300名	100名	250名

4 平成5年度までの入学生については、変更後の別表第2の規定にかかわらず附則別表による。

附則別表(第28条及び第29条関係)(略)

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 変更後の別表第1(第18条関係)及び別表第2(第28条及び第29条関係)については、平成7年度入学生から適用し、平成6年度までの入学生については、変更前の別表による。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行し、改正後の高田短期大学学則の規定は、平成8年度入学生から適用する。ただし、手数料の項中、入学検定料については、平成9年度入学生から適用する。
- 2 平成7年度までの入学生については、改正後の別表第2の規定にかかわらず附則別表による。

附則別表(第28条及び第29条関係)(略)

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 変更後の別表第1(第18条関係)については、平成9年度入学生から適用し、平成8年度までの入学生については、変更前の別表による。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行し、改正後の高田短期大学学則の規定は、平成10年度入学生から適用する。ただし、学生納付金の項中、入学金については、平成11年度入学生から適用する。
- 2 平成9年度までの入学生については、改正後の別表第2の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成10年11月10日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、平成11年度入学生から適用し、平成10年度までの入学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成11年3月24日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成11年3月24日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
- 2 教養学科の学生定員は、改正後の学則第3条及び附則第3項(平成6年4月1日施行)の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

教養学科

年度	平成12年度		平成13年度以降	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
定員	120名	270名	120名	240名

附 則

この学則は、平成11年5月24日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成12年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成13年度入学生から適用する。
- 3 教養学科は、平成13年度から学生の募集を停止し、同学科に在学する学生の卒業をもって廃止する。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1(第18条関係)は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1(第18条関係)は、平成16年4月1日から施行する。
- 3 改正後の別表第2(第28条関係)は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行し、改正後の規程は、平成18年度入学生から適用する。

- 2 幼児教育学科の学生については、第3条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学するものが在学しなくなる日までの間存続するものとする。

附 則

この学則は、平成18年3月1日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則

改正後の別表第1(第18条関係)は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成19年4月1日から施行し、改正後の別表第2(第28条関係)は、平成19年度入学生から適用する。
- 平成18年度までの入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1(第18条関係)及び別表第2(第28条関係)は、平成20年4月1日から適用する。
- 平成19年度までの入学生については、改正後の別表第2(第28条関係)にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学生から適用する。
- 平成20年度までの入学生については、改正後の学則別表第1(第18条関係)にかかわらず、なお従前の例による。ただし、人間介護福祉学科の入学生については、平成21年度以降の新課程を履修する場合はこの限りではない。

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学生から適用する。
- 平成21年度までの入学生については、改正後の学則別表第1(第18条関係)にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学生から適用する。
- 平成22年度までの入学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学生から適用する。
- 人間介護福祉学科およびオフィス人材育成学科は、平成25年度から学生の募集を停止し、同学科に在籍する学生の卒業をもって廃止する。

附 則

- この学則は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。
- 平成25年度までの入学生については、改正後の別表第1(第18条関係)にかかわらず従前の例による。

附 則

- この学則は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。
- 平成25年度までの入学生については、改正後の別表第2(第29条関係)にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

変更後の別表第1(第18条関係)は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学生から適用する。

2 平成26年度までの入学生については、改正後の別表第1（第18条関係）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

変更後の別表第1（第18条関係）は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

2 平成27年度までの入学生については、改正後の別表第1（第18条関係）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度入学生から適用する。

2 平成28年度までの入学生については、改正後の別表第1（第18条関係）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度入学生から適用する。

2 平成29年度までの入学生については、改正後の別表第1（第18条関係）にかかわらず、なお従前の例による。

附則

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1（第18条関係）については平成31年度の入学生から適用し、平成30年度までの入学生は、なお従前の例による。

附則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1（第18条関係）については令和3年度の入学生から適用し、令和2年度までの学生は、なお従前の例による。

附則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1（第18条関係）については令和5年度入学生から適用し、令和4年度までの入学生は、なお従前の例による。

附則

1 この学則（第21条関係）は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度入学生から適用する。

2 改正後の別表第2（第29条関係）は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度入学生から適用する。

3 令和5年度までの入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

1 別表第2（第29条関係）は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度入学生から適用する。

2 なお、令和6年度までの入学生については、従前の例による。

別表第1（第18条関係）授業科目及び単位数

別表第2（第29条関係） 令和6年度

項目		徴収(納付)金額	摘要
学生納付金	授業料	620,000円	年額
	入学金	280,000円	入学手続時
	施設設備整備費	120,000円	年額
	教育充実費	200,000円	年額
	実験実習料	40,000円 30,000円 (介護福祉士養成課程は55,000円)	年額
手数料	入学検定料	30,000円	
	再試験料	1,000円	1科目につき
	証明手数料	別に定める額	

別表第2（第29条関係） 令和7年度以降

項目		徴収(納付)金額	摘要
学生納付金	授業料	690,000円	年額
	入学金	280,000円	入学手続時
	施設設備整備費	120,000円	年額
	教育充実費	200,000円	年額
	実験実習料	40,000円 30,000円 (介護福祉士養成課程は55,000円)	年額
手数料	入学検定料	30,000円	
	再試験料	1,000円	1科目につき
	証明手数料	別に定める額	